

<現状認識>

我が国は人口が減少し、超高齢社会が到来。また、世界は大変革時代を迎え、グローバルな国際競争が一層激化する中、欧米や中国などは着実に科学技術イノベーション予算を拡充。

我が国にとって、新たな技術革新を活用し国民生活を豊かにする「Society 5.0」の実現こそが、**600兆円経済を実現する成長戦略の鍵**。「世界で最もイノベーションに適した国」に我が国を変革するため、今こそ、官民がともに成長のエンジンを最大限ふかし、「未来への投資」を拡大する必要。

科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ

[基本的考え方]

CSTIの司令塔機能の強化を図り、Society 5.0の実現に資する科学技術予算の量的・質的拡大を目指す。

イノベーション創出を阻害している制度、仕組みを徹底して見直し、効率的な資源配分の仕組みを構築。

「科学技術基本計画」で定められた「政府研究開発投資の目標（対GDP比1%）」の達成、大学等への民間投資の3倍増を目指す。

[経済社会・科学技術イノベーションの活性化に向けた3つのアクション]

研究開発の官民投資拡大に向け、以下の<3つのアクション>を強力に実行。

アクション1：<予算編成プロセス改革アクション>

アクション2：<研究開発投資拡大に向けた制度改革アクション>

アクション3：<エビデンスに基づく効果的な官民研究開発投資拡大アクション>

アクション1：予算編成プロセス改革

～官民研究開発投資の量的・質的拡大～

呼び水となる政府SIP事業予算を拡充 + 民間による研究開発投資の飛躍的拡大

既存のSIPの継続

SIP:戦略的イノベーション創造プログラム

目標/特徴

- Ø 出口戦略の明確化 / PDへの権限集中
- Ø 府省連携
- Ø 产学連携

CSTIの機能

- Ø 自らプログラムを構築、厳格に進捗管理
- Ø 「SIP型マネジメント」モデル構築
 - オープンイノベーションモデル
 - 府省連携モデル
 - PD中心のマネジメントモデル



相乗効果

新型SIPの導入

(「科学技術イノベーション官民投資拡大推進費(仮称)による事業)

目標/特徴

- Ø 官民で民間投資誘発効果の高いターゲット領域を設定(研究開発成果の活用による財政支出の効率化への貢献にも配慮)。
- Ø CSTI / 産業界が選定した各省提案事業に推進費をアドオン
- Ø 各省主導の施策を民間投資誘発効果の高い分野へ誘導

CSTIの機能

- Ø 新型推進費をレバレッジとして、「SIP型マネジメント」を各省に拡大
- Ø 領域統括(仮称)を通じた関連施策の連携促進やステージゲート方式による評価の拡大等

CSTIによる司令塔機能の発揮 (SIPパイプラインの構築)

- 画期的なSIPモデル・研究開発成果
- 各省主導では実施できない事業の推進



- 各省への展開を図り、産業界との協力を拡大



- 各省事業に対する司令塔としての関与(進捗管理等)

産業界

- PDの派遣等によるプログラム共同実施 / 協調領域(オープンイノベーション)の拡大
- 社会実装に向けた民間投資の拡大も推進

アクション1：予算編成プロセス改革の運用

1. 二本立ての考え方

- Ø 推進費は、平成30年度より開始。既存のSIPの制度が各省連携による内閣府主導のプログラムであるのに対し、推進費は各省主導の施策が対象。なお、既存のSIPの制度についても、平成31年度以降も継続。

2. 領域統括の位置づけと役割

- Ø 領域統括は、内閣府に置き、ターゲット領域の関連施策の連携促進、対象施策の選定や追加配分の審査、実施状況のフォローアップ、ステージゲート評価における中心的役割と権限を付与。

3. 各省の対象施策に求めるSIP型マネジメントの必須要件

施策ごとに各省がプログラムディレクター（PD）を任命し、PDに全体の研究計画の策定・変更、予算配分等の権限を集中（施策提案の際に、各省にPD候補の提示を求め、それも含めて、対象施策を選定することを想定）

明確な研究開発目標、マイルストーンの設定ときめ細かな進捗管理、機動的な計画変更
毎年度の評価の実施とそれを反映させた予算配分
産業界と大学等が一体的に推進する产学研官連携体制を構築

4. 推進費配分のスケジュール

- Ø ターゲット領域の対象施策の提案は、各年の8月頃に各省からの申請を受け付け、9～10月頃に審査を行った上で、11月頃に対象施策を決定。
- Ø 対象施策については、推進費から、研究開発の加速、新規研究開発の前倒し、事業化への取組の加速等を目的とした予算配分（追加予算配分）を要望する権利を与えることとし、3月頃に各省からの申請を受け付け、4～5月頃に審査を行った上で、6月頃に配分を決定。
- Ø 対象施策の期間については、5年間等の一定の長さを検討。